

告示第30号

坂城町社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給事業実施要綱（令和7年告示第36号）の一部を次のように改正する。

令和 8年 9月24日

坂 城 町 長                      山 村      弘

第2条第1項中「令和7年4月1日」を「令和8年6月1日」に改める。

第4条中「支給は、」の次に「同一年度内において」を加える。

第5条中「令和7年10月31日」を「令和8年10月30日」に改める。

別表1中「、ガソリン代」を「等」に改める。

別表2 高齢者福祉施設の項中「3,500円」を「12,000円」に、「40,000円」を「36,000円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「20,000円」を「12,000円」に改め、同表障がい福祉施設の項中「3,500円」を「12,000円」に、「40,000円」を「36,000円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「20,000円」を「12,000円」に改め、同表保険医療機関、助産所、保険薬局の項中「30,000円」を「36,000円」に改め、同表施術所の項中「10,000円」を「12,000円」に改め、同表中「令和7年4月1日」を「令和8年6月1日」に、「および」を「及び」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。